

浜松市告示第 4 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令 和 8 年 7 月 2 3 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所（東行政センター）において一般の縦覧に供する。

令 和 8 年 7 月 2 3 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
下石田 23 号線	浜松市中央区下石田町 369 番 3	令 和 8 年 7 月 2 3 日	拡幅区間